

(2) 労働災害事例の活用【資料】

道路拡幅工事で車両の誘導中にドラグ・ショベルにひかれる⁷

▶ 状況

事業場規模	5~15名	
災害の種類	はさまれ・巻き込まれ	
被害者数	死亡者数：1名 不休業者：0名	休業者数：0名 行方不明者数：0名

- ✓ 県道の拡幅等路盤整備工事現場において一般車両を交通誘導する作業中に発生したもの。
- ✓ 工事用車両を現場に入れるため、一般車両の交通誘導に被災した警備員（警備員 A）を含め 2名の警備員が従事しており、災害発生当日、前日の作業後に置かれたバリケード近傍で交通誘導を行っていた。
- ✓ 工事現場では、ドラグ・ショベル 1台、ダンプトラック 2台などを使用して、新設側溝と既設側溝間の掘削、既設側溝の撤去、掘削溝への砕石の投入、床均し、砕石の締め固めを実施していた。
- ✓ 掘削作業後、掘削溝にダンプトラックから投入された砕石をドラグ・ショベルで粗均し、さらに機体を前後に走行させながら砕石に圧力をかける作業を行っていたところ、右側前方で警備員 A が倒れている状態で発見されたが、ドラグ・ショベルで頭部をひかれており、死亡していた。
- ✓ 警備員 A は、入社 2年目の未熟練労働者であった。
- ✓ ドラグ・ショベルの運転手は、現場の作業責任者も兼ねていた。



▶ 主な原因

- ① 後方を十分に確認しないでドラグ・ショベルを後退させたこと
 - ✓ ドラグ・ショベル（機体質量 5,660kg）の運転手は、ドラグ・ショベルを敷き均しのため前後進させているときに、後退に先立って警備員 A が朝に指示した離れた位置で誘導していることを確認してはいた。
 - ✓ しかし、新しい側溝を履帯で傷つけないようにと側方に注意しながら運転していたこともあり、警備員 A が誘導位置を移動しているか否かを十分に確認していなかった。

⁷ 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「労働災害事例」

② 交通誘導員の誘導位置が不適切

- ✓ 警備員 A は、作業箇所に近い側道から出てきた一般車両を誘導しようとして、所定の位置からドラグ・ショベルが前後進しながら作業を行っている箇所に移動してきたものと推定される（目撃者なし）。

③ 作業計画・手順が不明確

- ✓ 作業の進行に伴い、作業箇所も刻々と変化していく一方で、その変化を踏まえた作業計画・作業手順が明確に定められていなかった。
- ✓ 併せて、全体の作業を監視する者の指名なども行われていなかった。

▶ 主な対策

① 作業計画・手順を明確に定めること

- ✓ 道路の拡幅、改修等の作業は、道路の一部の交通規制を行って実施することが少なくないが、このような作業では作業箇所が刻々と変化するほか、作業にはかなり大型の車両系建設用機械、大型のダンプトラック等を使用することが多いので、あらかじめ無理のない安全な作業計画・手順を明確に定め関係作業者に徹底すること。
- ✓ 天候等の理由で作業期間が短くなるような場合には、配置する機械、作業人員、監視人等についてあらかじめ検討し、必要な計画等の変更を行うこと。

② 交通誘導員の適正配置を行うこと

- ✓ 一般車両の通行を一部制限して道路工事を行う場合には、作業計画の上で必要な人員の配置を必ず行うとともに、交通誘導員の位置、移動の範囲について明確な指示を行うこと。
- ✓ 配置された交通誘導員には経験の差があるので、当日に配置された誘導員の経験等を確認し、誘導内容、危険度に応じた配置を行うこと。
- ✓ ドラグ・ショベルなどの重機車両の運転に際しては、後方確認を確実に行うことを徹底するとともに、交通誘導員との合図、誘導要領等についてあらかじめルールを定めておくこと。

③ 作業開始前等の指示等を明確に行うこと

- ✓ 道路の改修工事等では、刻々と変化する作業に応じて必要な指示を行うことが必要であり、一日の作業開始前だけではなく、午後の作業開始前など状況の変化に応じて作業手順、バリケード等の必要な安全対策などについて確認を含めた打合せを行い、必要に応じて作業全体を指揮・監視する者の配置を変更すること。
- ✓ 現場の作業責任者が自ら重機の運転を行うような作業人員の配置は、現場全体の安全管理を十分に行えない場合が少なくないので、あらかじめ計画作成の段階で専任等を検討すること。